

長浜市告示第211号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次により長浜城歴史博物館の刊行物販売代金の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

- 1 指定公金事務取扱者の住所及び名称
千葉県佐倉市城内町117番
一般財団法人 歴史民俗博物館振興会 代表理事 杉山 晋輔
- 2 委託した公金事務に係る歳入の種類
長浜市長浜城歴史博物館条例（平成18年長浜市条例第196号）及び長浜市長浜城歴史博物館管理規則（令和2年長浜市規則第39号）に基づく長浜城歴史博物館の刊行物販売代金
- 3 指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託をした日
令和7年4月1日
- 5 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 6 徴収の方法
委託販売方式による。